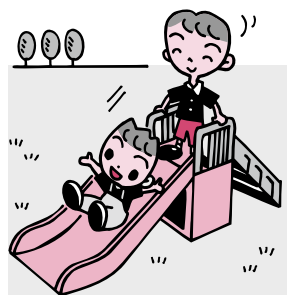


あなたの 子育て応援団

— 子ども預かり事業（保育編） —

問い合わせ先 こども課（市役所1階9番窓口）☎ 32-2065



保育所に通っていない人でもOK!
保育所の特別保育
 保護者が仕事などのため家庭で子どもを見ることができない時に、市内31の保育所では、通常の保育以外にも一時預かりや休日保育、延長保育など乳幼児を預かり、保育しています。各保育所の特別保育を気軽に利用してください。

●市内保育所の特別保育実施状況

保育所名	電話番号	定員	延長	一時	休日
宮郷	27-0300	120	○		
新野	42-2939	30			
広戸	36-5497	80	○		
勝加茂	36-4991	45	○		
勝加茂	29-1771	90	○		
日本原	36-4047	45	○		
久米	57-2501	140	○	○	
倭文	57-3021	60	○		
津山	22-3376	150	○	○	
作陽	22-4446	120	○	○	○
城西	22-2408	120	○	○	
城北	23-0353	150	○	○	
津山乳児院	22-6942	60	○		
庄	28-2475	90	○	○	
やよい	23-0306	170	○	○	
総社	23-8233	90	○	○	
高倉ひかり	29-0276	120	○		
田邑	28-2729	60	○	○	
KOKKO	24-1011	90	○		
高野第二	26-4368	120	○	○	
二宮	28-3245	90	○		
広野	29-0036	60	○		
林田	26-2130	90	○		
大崎	26-4977	60	○		
国分寺	26-2032	120	○		
城東	22-3977	90	○		
高野	26-1037	150	○	○	○
福岡	22-8053	90	○	○	○
東津山	26-2100	90	○	○	
田町	22-5553	60	○		
加茂	42-3027	90	○		

延長保育
 午後7時まで時間を延長して預かります。
 ○料金 1日200円
 （ただし月16回目以降の利用分は無料）

一時保育
 保護者が急用で保育できない時、休息したい時に預かります（日曜・祝日を除く）。今年度から半日単位の利用もできるようになりました。
 ○利用条件 原則週3回、月12回まで
 ○料金

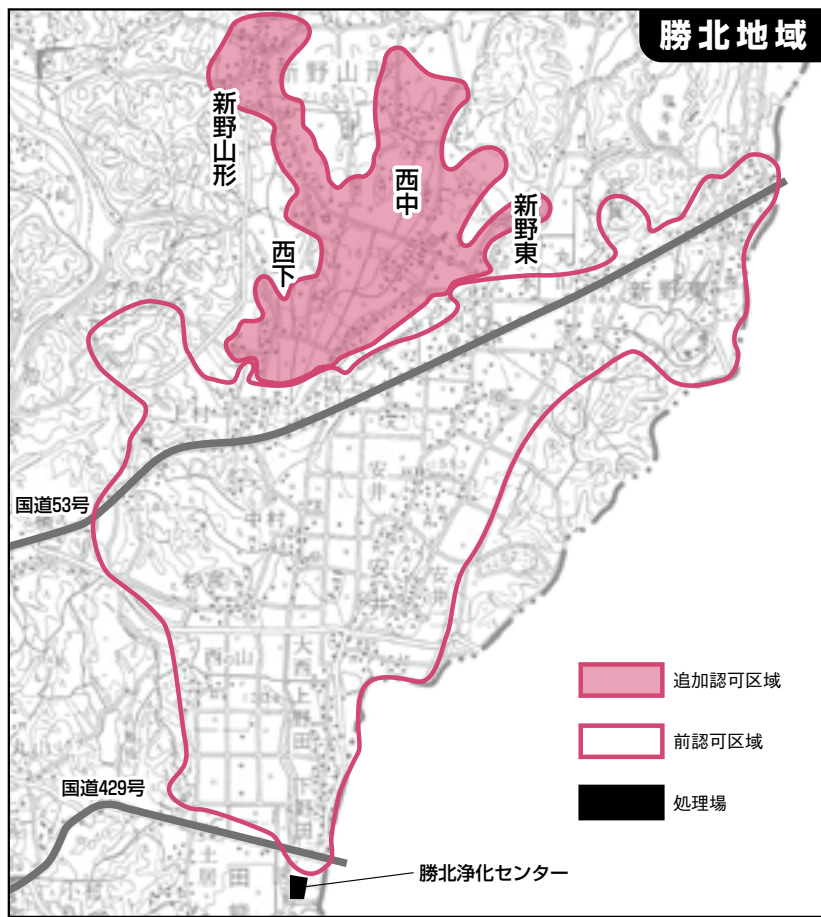
区分	半日	1日
3歳以上	1,300円	1,800円
3歳未満	1,600円	2,100円

※申し込みは事前に保育所へ

休日保育
 日曜・祝日に保護者が急用や仕事で保育できない時に預かります。
 ○料金 1日2,200円（弁当要）
 ※申し込みは事前に保育所へ

<全保育所で実施>
障害児保育 障害のある乳幼児を預かります
地域活動 地域の高齢者と保育所に通っていない乳幼児などのふれあい事業、子育て講座などを行っています

小学生（低学年）もOK!
乳幼児健康支援 一時預かり事業
 保育所・小学校（低学年）に通っている子どもが病気や感染症の回復期で、集団保育が困難な時に一時的に預かります。
 ○ところ こどもデイケアルーム「さくら」（二宮、河原内科・松尾小児科クリニック内）
 ○とき 午前9時～午後5時（土曜日は午後4時）
 ※日曜・祝日、年末年始、小児科休診日は休み
 ○料金 1日2,000円（食費400円別途要）
 ※こども課、または「さくら」に事前登録が必要（過去に利用した人も毎年度登録は必要）



これからも下水道の使用区域を拡大していきます

勝北処理区の下水道認可区域が広がりました。今後、これらの区域で下水道を使用できるよう整備していきます。なお、この変更に伴い、合併処理浄化槽設置補助の対象区域も変更になります。

問い合わせ先 下水道課 ☎ 32・2100

4月から始まりました 離婚時の厚生年金分割制度

近年、中高齢者などの離婚件数が増加している中、現役時代の男女の雇用格差・給与格差などを背景に、離婚後の夫婦双方の年金受給額には大きな開きがあるという問題が指摘されています。

このような事情を考慮して、離婚などをした時に厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができるよう制度が導入されました。

◎夫会社員・妻専業主婦の場合
 → 夫の厚生年金の保険料納付記録を最大2分の1まで妻に分割

結婚 → 離婚

夫 妻

◎いつから対象?
 4月1日以後に離婚した場合に分割できます。分割の対象となるのは、全ての婚姻期間。請求期限は離婚から2年以内です。

◎分割される割合は?
 当事者間での合意または裁判所で定められます。夫婦合わせた厚生年金の保険料納付記録の最大2分の1までを分割できます。

◎手続きはどのくらい?
 社会保険事務所に請求します。提出書類などについては、社会保険事務所までお問い合わせください。また厚生年金の分割の内容を協議するのに必要な情報を、社会保険事務所に請求することができます。

問い合わせ先 ねんきんダイヤル ☎ 0570・05・1165、津山社会保険事務所 ☎ 31・2365